

## 第9期長野県高齢者プラン特設 Web サイト構築業務

### 委託仕様書（案）

#### 1 業務名

第9期長野県高齢者プラン特設 Web サイト構築業務

#### 2 業務の目的

本県では、健康寿命の延伸などのアウトカムに向けて、地域包括ケア体制の深化・推進のための目標や取組指標を設定しての「見える化」や、地域の実情に応じた計画的なサービス提供体制の整備、介護現場の生産性向上の推進を柱とし、県民の皆様や市町村、関係機関等と目標の実現に向け共に取り組んでいくため、「第9期長野県高齢者プラン」を策定した。

本業務では、「第9期長野県高齢者プラン」に係る特設 Web サイトを構築し、県民の皆様や関係者に効果的にわかりやすく情報発信していくことを目的とする。

#### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

（成果品の納期は、令和6年8月21日、成果品の納品から令和7年3月31日までは、サイトの保守管理）

#### 4 業務の内容

委託する事業の内容は次のとおりとする。なお、特設 Web サイトを制作・公開する CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）開発業務を基本とする。CMS は市販のソフトウェア、独自に開発されたもの（オープンソース CMS のカスタマイズ等含む）のいずれも使用可能とする。ただし、地方公共団体のサイト構築に使用実績のあるものが望ましい。また、業務遂行上必要となる機材、システムソフト等については、受託者が準備し負担する。

また、次の内容に記載のない機能等については、委託者と受託者で協議し、決定する。

##### (1) 「第9期長野県高齢者プラン」の特設 Web サイト構築

特設 Web サイトの構築にあたって必要な画像やイラストは、両者協議のうえ、基本的に受託者が用意するものとするが、必要に応じて委託者が用意する場合もある。

- ① 県公式 HP、県が作成した第9期長野県高齢者プランと調和するデザインとすること。
- ② 特設サイトの機能追加について本 Web ページ公開後の新規ページの追加やコンテンツ追加を考慮した設計とすること。
- ③ 作成した Web サイトのデータは公開サーバーにアップロードし、様々な環境（OS やブラウザ、接続回線の違い等）やスマートフォン等の携帯端末において問題なく閲覧できるか検証するものとする。
- ④ 発注者がデジタルデータとして提供する画像等のサイズなどを、Web サイト上に掲載するために「最適化」する作業については、制作費に含むものとする。
- ⑤ Web ページの開発にあたっては、いずれの事業者であっても運用開始後の機能追加、

改修作業ができるように配慮し、他の事業者が作業を行う際に、著作権上の問題が生じるようなパッケージソフトなどを使用しないこと。

(2) デジタルブックの作成

- ① 委託者が提供する電子データをもとに、計画書、概要版のデジタルブックを作成すること。
- ② パソコン、スマートフォン、タブレットで閲覧可能なものとする。
- ③ 以下の機能を最低限満たすこと。
  - ア 画面上で、前ページ及び次ページにめくる機能並びに最初及び最後のページへ移動する機能を有すること
  - イ 拡大・縮小機能を有すること
  - ウ 共有機能を有すること
  - エ PDF形式でダウンロードできる機能を有すること
  - オ 印刷機能を有すること
  - カ 検索機能を有すること

(3) セキュリティ対策

- ① 個人情報等については、暗号化技術（SSL）を用いるなどセキュリティ対策に万全を期すものとする。
- ② システムを運用するサーバーについては、不正アクセス等に対する高度なセキュリティ対策が施されている専用の外部サーバーを用いることとする。
- ③ 外部サーバーについては、サーバー運用やセキュリティ管理、サーバー障害への対応など、24時間体制で行えるものを選択することとする。

(4) 保守管理

本業務には納品後の保守管理を含むものとする。

(5) その他留意事項

- ① 検索エンジンで容易にヒットするページであること（SEO対策を十分に行うこと）
- ② 日本国内で通常利用されているブラウザで支障なく利用できること
- ③ サイトを閲覧するために、特別なソフトウェアが必要な仕様としないこと
- ④ 利用者の通信速度に配慮し、表示にあたっては利用者を待たせないようにすること
- ⑤ アクセシビリティに極力配慮された設計仕様であること。（JIS X8341-3に配慮）
- ⑥ 納品後は、委託者の職員で各ページの掲載情報の更新や追加が容易にできるようにすること（業者に委託する必要がないもの）
- ⑦ 保守・運用経費（保守管理、サーバーレンタル料等）が必要最低限となるよう提案すること
- ⑧ 各コンテンツのアクセス分析ができること
- ⑨ スマートフォンやタブレット向けにパソコン用ホームページの表示を最適化させること
- ⑩ 他者の知的財産権を侵害しないよう配慮すること
- ⑪ 委託者と、適宜情報共有の上、作成すること
- ⑫ 受託者が有するサービスで、本事業に活用できるものがあれば提案すること

## 5 情報の管理

受託者は、委託業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存すること。

## 6 報告及び検査

県は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

## 7 情報セキュリティの確保

委託業務の履行にあたり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

## 8 個人情報の保護体制

個人情報保護法に基づき、業務を通じて知り得た情報は、業務の用に供する目的以外には利用しないこと。情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。

## 9 損害賠償

委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、発注者、利用者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りでない。

## 10 履行場所

長野県の指定する場所

## 11 成果物

本業務で制作した特設サイト（CMSを含む）

## 12 納期

令和6年8月21日

## 13 著作権等

本業務により制作されるコンテンツ、システム等の著作権は長野県に帰属することとし、長野県は受託者に事前の連絡なく加工及び2次利用できることとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、この場合、長野県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

納入される成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

#### 14 その他

- (1) 業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、業者選定時に提案した内容を遵守すること。
- (2) 仕様書に記載なき事項、事業内容の変更等、疑義が生じた場合は委託者と受託者が協議して定める。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、委託者と協議の上対応すること。